

訪問介護事業所支援事業費補助金実施要領

1 目的

人材不足が喫緊の課題である訪問介護サービスについて、県内訪問介護事業所における人材確保体制の構築を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

県内で訪問介護事業所を設置運営する法人とする。

3 補助対象経費

事業所における経験年数の長いホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のないホームヘルパーに同行し、訪問介護サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を補助対象経費とする。

4 事業の採択

訪問介護事業所支援事業費補助金交付要綱による補助を希望する事業実施主体は、下記書類を別に定める期日までに県に提出しなければならない。

なお、県は、上記書類を審査し、適切と認める場合は、訪問介護事業所支援事業費補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書を提出するよう通知する。

(1) 事業計画書（別紙）

(2) 誓約書

5 事業実施上の留意事項

介護報酬上、同時に2人のホームヘルパーが1人の利用者に対して指定訪問介護を行い、100分の200に相当する単位数を算定した場合は、本事業の補助対象外とする。

附則

この要領は、令和6年度2月補正予算から適用する。